

予報業務の許可並びに予報業務の目的及び範囲の
変更の認可に関する審査基準の一部改正について

気象庁総務部民間事業振興課

1、はじめに

技術的な裏付けの無い気象情報等が社会に発表され、混乱をもたらすことがないよう、気象庁以外の事業者等が天気や波浪等の予報の業務を行おうとする場合は、気象業務法第 17 条の規定により、気象庁長官の許可を受けなければならない（予報業務許可制度）。許可に当たっては、気象庁が「予報業務の許可並びに予報業務の目的及び範囲の変更の認可に関する審査基準（気象庁長官通達）」（以下、「審査基準」という。）により審査している。

なお、許可に当たり、予報業務の目的を、不特定多数を対象とした「一般向け予報」と、特定の利用者を対象とした「特定向け予報」に分類している。

2、改正のポイント

(1)気象等に関する予報業務許可

国民の安全・安心を確保しつつ、情報通信技術の発展、予報技術の高度化等に伴い、社会の実情に合うよう審査基準を改正。

(2)地震動予報に関する予報業務許可

気象業務法の一部改正により、平成 19 年 12 月 1 日より地震動予報の予報業務許可制度を開始した。現在まで 67 事業者の予報業務許可を行い、予報業務許可の審査事例が蓄積されたので、審査の細目を本審査基準に追加。

3、改正案の概要

文中、審査基準の改正箇所を示す章立ては、改正後の新しい章立てに基き記述している。

(1)気象等に関する予報業務許可

ア)「特定向け予報」については、企業間契約等、特定の利用者に供するオーダーメイドの予報であり、利用者は、予報の内容・利用上の留意点等について必要な知識を有していることを前提としていることから、「特定向け予報」に付している国による規制を可能な限り廃し、特定の利用者が持つ様々な個別ニーズに予報業務許可事業者が応えられる環境づくりを進める。

改正内容

『第 2 章 第 1 1(1)ロ 予報期間』に、以下の規定を追加する。

『ただし、特定向け予報の場合は、予報期間の区分にかかわらず最小の時間単位の制約を受けない。』

『別表 1 許可等の条件(第 2 章 第 1 2 項関係)』から、以下を削除する。

『(予報に関する名称)

(1)気象庁が行う「警報」、「注意報」及びこれとまぎらわしい名称は使用しな

いこと。

(台風に関する情報)

(2) 台風の位置等に関する情報を気象庁が台風情報として発表する予報期間をこえて提供する場合は、その内容について全責任を事業者が負うものであることを相手側に明示すること。』

イ) 予報技術の限界等について特段の知識を有しない一般の利用者でも安心して予報を利用できるよう、表現できる予報の時間分解能(以下、「最小の時間単位」という。)を定めている。これを、予測技術の向上等を踏まえて見直す。

改正内容

『第2章 第1 1(1)ロ 予報期間 表-1』を、以下に改める。

表-1

| 予報期間 | 予報を行う時点から予報の主な対象となる時点までの期間 | 最小の時間単位 |
|-----------------|-----------------------------|---|
| 短時間予報 | 予報を行う時点から3時間先以内の予報 | <u>基となる観測資料の時間間隔以上</u> |
| 短期予報 | 予報を行う時点から3時間先を超え、48時間先以内の予報 | 1時間以上 |
| 中期予報 | 予報を行う時点から48時間先を超え、7日間先以内の予報 | 6時間以上 ただし、72時間先まで短期予報の最小の時間単位を用いてもよい |
| 長期予報 (1か月予報) | 予報を行う時点から8日間先を超え、1か月先以内の予報 | 5日以上 ただし、10日間先まで中期予報の最小の時間単位を用いてもよい |
| 長期予報 (3か月予報) | 予報を行う時点から1か月先を超え、3か月先以内の予報 | 1か月以上 |
| 長期予報 (6か月予報) | 予報を行う時点から3か月先を超え、6か月先以内の予報 | 1か月以上 |

アンダーラインは、見直し後の最小の時間単位

ウ) 情報通信技術の急速な発展により国民の気象情報に対する便益は非常に向上した。その一方で、予報の内容・利用上の留意点等について必要な知識を有していない一般の利用者が、簡単な手続きで気象庁が発表する警報・台風情報等との整合を必要としない「特定向け予報」の利用者となることも懸念される。

このため、「特定向け予報」の利用者とできない対象の考え方を明確化し、予報業務許可事業者に必要な対応を促す。

なお、本項目は、地震動の予報にも適用する。

改正内容

『第1章 第1 予報業務の目的』に、以下の規定を追加する。

『なお、特定向け予報であっても、当該予報に関する責任の所在、当該予報の利用目的に応じた留意事項、又は、当該予報と、気象庁が発表する警報、注意報及び台風情報との関係について正しく認識していないおそれがある利用者に対しても供されるものについては、一般向け予報とする。』

(2)地震動予報に関する予報業務許可

ア) 気象業務法の一部改正により、平成 19 年 12 月 1 日より地震動予報の予報業務許可制度を開始した。制度開始時には、予報業務許可の審査事例が少なかつたため審査の細目を審査基準として定めなかったが、現在まで 67 事業者の予報業務許可を行い、予報業務許可の審査事例が蓄積されたので、これにもとづき審査の細目を本審査基準に追加する。

改正内容

別添、新旧対照表 参照

イ) 従来の地震動予報の審査においては、「予報業務の目的」をシステム形態にもとづき「製造端末による個別地点の予報の提供」、「事業所からの個別地点の予報の提供」の二通りに分類していた。しかし、緊急地震速報の普及とともに利用者の種類が多様化してきたことから、気象等に関する予報業務許可と考え方を統一し、利用者の観点からその目的を整理する。

改正内容

『第 1 章 第 1 予報業務の目的』の規定に従い、気象等の予報と同様、予報業務の目的を、不特定多数を対象とした「一般向け予報」と、特定の利用者を対象とした「特定向け予報」に分類する。

(補足)

- ・地震動予報においては、「特定向け予報」「一般向け予報」で審査基準に違いはない。
- ・これまでのシステム形態からの分類は、『第 3 章 第 1 1 予報業務の範囲』において扱う。
- ・今回行う審査基準改正前に地震の予報業務許可を得た許可事業者については、「一般向け予報」及び「特定向け予報」を予報業務の目的とした許可を得たものとみなす。

ウ) 気象庁では、地震動予報の受信端末の利用者が利用目的に即して適切に利用できるよう、受信端末や配信方法を選択する際や、地震動予報を利用する際の参考となる事項について、「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)として取りまとめた。ガイドラインでは、サービスを提供する事業者に対して、端末等のガイドラインへの対応状況を利用者へ公開・説明することを求めていることから、審査基準にもこれを明記する。

改正内容

『別表 2 許可等の条件(第 3 章 第 1 2 項関係)』に、以下を付記する。

『「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン」の「端末利用者が施す措置の一覧表」に掲載された各項目に対する対応状況につき、利用者に十分な説明を行うこと。』

4、実施の期日

平成 24 年 3 月 1 日(木)(予定)